

別表3

1. 判定料金

(1) 法第12条第1項及び法13条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定料金

① 別紙1以外の用途及びこれらを含む複合用途の場合

単位：円（税込）

評価手法 評価対象延べ床面積	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
～1,000㎡未満	264,000	154,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	330,000	198,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	440,000	253,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	572,000	330,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	660,000	385,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	770,000	440,000

② 別紙1に掲げる用途の場合

単位：円（税込）

評価手法 評価対象延べ床面積	標準入力法・主要室入力法	モデル建物法
～1,000㎡未満	99,000	55,000
1,000㎡以上～2,000㎡未満	132,000	66,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	253,000	132,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	330,000	187,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	385,000	220,000
20,000㎡以上～50,000㎡未満	440,000	264,000

【取り扱い注意】

注1 評価対象延べ床面積は、確認申請書第四面に記載された面積から計算対象外部分の面積を除外したものとする。ただし、その適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は、別途判断する。

注2 一つの棟に複数の用途分類があるときは、一部でも別紙1に掲げる用途以外がある場合は、①の判定料金を適用する。ただし、その適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は、別途判断する。

注3 住宅部分を含む複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、7,700円（税込）を加算する。

注4 増改築の場合、既存部分を含めた面積により料金を算定する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により料金を算定する。

注5 評価対象が50,000㎡以上の場合、別途見積りとする。

(2) 法第12条第2項及び法13条第3項の規定に基づく変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

① 評価方法が同一で直前の判定の業務を当機関が行ったものについては、上記（1）の判定料金の3/4以下の額とする。

② その他のものについては、上記（1）の判定料金の額を原則とする。

(3) 軽微変更該当証明料金

① 評価方法が同一で直前の判定の業務を当機関が行ったものについては、上記（1）の判定料金の1/2以下の額とする。

② その他のものについては、上記（1）の判定料金の額を原則とする。

2. 判定料金の減額

(1) 第19条（1）の場合、上記1（1）の①又は②の判定料金の4/5の額とする。

- (2) 第19条(2)から(5)の場合、上記1(1)の①又は②の判定料金の4/5以下の額とする。
- (3) 第19条(6)の業務量の軽減に大きく資するものとして当機関が認めるものは次のとおりとする。
- ① 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、次のいずれかの依頼を行うときの判定料金は、一律22,000円(税込)とする。
- ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項への適合に係る技術的審査
- イ 法第35条に規定する性能向上計画認定に係る技術的審査
- ウ 法第41条の規定する建築物省エネルギー消費性能基準適合認定に係る技術的審査
- ② 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成される場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、一律38,500円(税込)とする。
- ③ その他、別紙1以外の用途等で比較的審査内容が簡単なもの、申請図書が整理されているなど効率的に審査が出来るものは、上記1(1)の①又は②の判定料金の2/3以下の額とする。

3. 判定料金の増額

判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断するものの判定料金は次のとおりとする。

- ① 複合建築物、その他判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして当機関が判断した場合、上記1(1)の判定料金の2.0を乗じた額を限度とした額とする。
- ② 改修前後のB E I等の値を評価する場合、上記1(1)の判定料金の1.5を乗じた額とする。

4. 適合判定通知書の再発行手数料

評価書を再発行する場合、一通につき8,800円(税込)とする。

別紙1

適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
工場(自動車修理工場を除く)	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理するもの	08360
自動車教習所	08410
畜舎	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640